

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○港湾法の一部を改正する法律（平成二十八年五月二十日法律第四十五号）（抄）

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2
- 3

（略）